

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成22年久喜市条例第126号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	久喜市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成22年久喜市条例第126号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		「久喜市個人番号の利用に関する条例 別表第1第1の項」 久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成22年久喜市条例第126号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって（児童の福祉の増進を図ることを）を目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって（ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条の受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ホ	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^カ	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^コ	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に関する事項の変更が生じたときの実事についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条の医療費助成金の支給の調整に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第2条
-------	--------------------	--------------------------------

②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条
事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条の医療費助成金の支給の調整に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号1	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第6項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号2	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第6項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号3	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第6項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
---------------	----------------------------	----------------------------

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号4	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第6項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号5	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第6項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号6	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第6項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条

事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条の受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
-------	---	--

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条第4項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ロ	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条第4項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h4	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月22日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	20
保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

保護評価書のURLリンク

https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%B9%85%E5%96%9C%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=25&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=25&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2